

前橋市監査委員公表第21号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月10日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

財務部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年12月12日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：資産経営課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 市有地除草業務及び片付け業務の単価契約において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。 契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 財産管理事務について（指摘事項） (1) 普通財産の管理について 資産経営課が所管する普通財産において、貸付けを行っている土地に複数の工作物が設置されているものがあったが、その設置状況について把握していなかった。 普通財産の管理に当たっては、その使用状況及び維持保全状況を常に把握するとともに、使用者等に対して必要な指示を行うなど、財務規則にのっとり適切な措置を講じるよう改善されたい。</p> <p>(2) 普通財産の貸付けについて 資産経営課が所管する普通財産の貸付けにおいて、財務規則第199条第2項では普通財産の貸付けをしようとするときは、契約書によるものとするとして規定しているにもかかわらず、契約書を取り交わさずに使用承認により使用を認めているものがあった。また、財務規則第197条で規定する普通財産の貸付期間を定めておらず、過去に行った使用承認をそのまま継続していた。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>契約事務においては、予定価格調書を封筒に入れて保管し、秘密の保持に努め、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルに基づいた事務処理を行うよう改善した。</p> <p>所管する普通財産において、貸付けを行っている土地に複数の工作物が設置されているものがあったが、その設置状況について把握していなかったため、工作物の設置状況及び所有者の確認を行い、契約者の所有であることを確認した。さらに、契約者に対し適切な維持管理を指示するとともに、工作物に係る事故等については、契約者の責任で対応するよう変更契約を締結し、財務規則にのっとり適切な措置を講じるよう改善した。</p> <p>所管する普通財産の貸付けにおいて、契約書を取り交わさず使用を認めているもので、貸付期間を定めずに過去に行った使用承認をそのまま継続していたものについては、貸付期間を定めた契約書を取り交わし、財務規則に基づく事務処理となるよう改善した。</p>